

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ボスニア・ヘルツェゴビナ	トボイ橋及びモドリッチャ橋建設設計画のための贈与に関する日本国政府とボスニア・ヘルツェゴビナ政府との間の交換公文	トボイ橋及びモドリッチャ橋建設設計画を実施するために必要な 1. 橋梁及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,023,000千円 (H16年度 104,000千円) H17.3.31まで (H17年度 411,000千円) H18.3.31まで (H18年度 508,000千円) H19.3.31まで	H16.5.27 サラエボ で (同日)	日本側 小滝義昭在ボスニア・ヘルツェゴビナ臨時代理大使 ボスニア・ヘルツェゴビナ側 ムラデン・イヴリアニッチ外務大臣	H16.12.16 811号
ボスニア・ヘルツェゴビナ	第三次一次医療施設医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とボスニア・ヘルツェゴビナ政府との間の交換公文	第三次一次医療施設医療機材整備計画を実施するため必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	669,000千円 H17.11.17まで	H16.11.18 サラエボ で (同日)	日本側 小滝義昭在ボスニア・ヘルツェゴビナ臨時代理大使 ボスニア・ヘルツェゴビナ側 ムラデン・イヴリアニッチ外務大臣	H17.5.27 327号
ボスニア・ヘルツェゴビナ	第三次一次医療施設医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とボスニア・ヘルツェゴビナ関係評議会との間の交換公文	第三次一次医療施設医療機材整備計画を実施するため必要な 1. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	608,000千円 H18.12.20まで	H17.12.21 サラエボ で (同日)	日本側 壽二夫在ボスニア・ヘルツェゴビナ臨時代理大使 ボスニア・ヘルツェゴビナ側 ムラデン・イヴリアニッチ外務大臣	H18.1.10 6号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。